

日本語教育研究・実践ネットワーク規約

【名称】

第1条 本ネットワークは、「日本語教育研究・実践ネットワーク」と称する。英文名は Network for Japanese Language Education (略称 Net-J) とする。

【目的】

第2条 本ネットワーク（以下、本会という）は、本ネットワークに加盟する日本国内外の学会、教師会、研究会等（以下「加盟団体」という。）の情報交流及び連携を推進し、もって日本語教育の実践活動及び学術研究の発展と振興を図ることを目的とする。あわせて、日本語教育に関する社会的な啓発活動を行うに際し、情報共有と連携を推進し、日本語教育の社会的発信力を高め、社会に開かれたネットワーク活動を行うことを目的とする。

【構成員】

第3条 本会は、上記第2条の目的に賛同し、本会の活動に積極的に参加できる団体から構成される。

【活動】

第4条 本会は、本会の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 加盟団体のウェブサイトのリンクや、各加盟団体の代表者を登録したメーリングリストを通じた、日本語教育に関する研究・実践活動の相互広報とそのための情報の相互提供
- (2) 加盟団体間の共同研究会開催及び共同研究等、日本語教育に関する研究・実践活動の広報及び参加への協力、人的交流の推進

2 加盟団体は、前項の活動を加盟団体の関係者に周知するものとする。

【代表者会議】

第5条 本会の活動に関する協議を行うため、本会に代表者会議を置くことができる。

- 2 代表者会議は、加盟団体の代表者（または代理人）をもって構成する。代表者が必要と判断した場合には、代表者は、関係者をオブザーバーとして参加させることができる。
- 3 代表者会議は、加盟団体もしくは事務局の提案によって開催することができる。
- 4 代表者会議の招集は、事務局が行い、開催の日時、場所、協議事項を、事前に各加盟団体の代表者に通知する。
- 5 代表者会議は、加盟団体の代表者の過半数の出席により開催することができる。
- 6 代表者会議の決議は、前項の出席代表者の過半数をもって行う。
- 7 第5項の代表者会議の開催及び第6項の代表者会議の決議は、書面または電磁的方法により行うことができる。

【代表者の交代と連絡】

第6条 本会の加盟団体の代表者は、代表者の交代及び加盟団体の組織に関する重要な変更が生

じた場合には、第 8 条に定める本会の事務局に連絡する。

【加盟及び退会・除名】

第 7 条 本会への加盟を希望する学会、教師会、研究会等の団体は、本会が定める申請書を第 8 条に定める本会の事務局に提出し、代表者会議の承認を受けなければならない。代表者会議は、承認の審議にあたって以下の要件を参考にする。

- (1) 本会の目的に賛同し、積極的に本会の活動に参加できる団体である
- (2) 日本語教育の研究及び実践に関する事柄について活動している非営利の団体である
- (3) 団体設立後 1 年以上が経過しており、定期的な研究会、会合、機関誌・会報の発行、ウェブサイトの更新のいずれかが行われており、活動実態が把握できる団体である
- (4) 団体運営に関する規約・規程を保持している団体である

2 本会からの退会を希望する加盟団体の代表者は、第 8 条に定める本会の事務局にも連絡する。

3 加盟団体が、第 1 項に定める要件に該当しない状況に至ったとき、もしくは本会全体に著しい不利益をもたらした場合には、代表者会議において、全代表者の 3 分の 2 以上の議決に基づき、当該加盟団体を除名することができる。

【事務局】

第 8 条 本会は、事務局を当面、公益社団法人日本語教育学会に置く。

2 日本語教育学会は、学会連携委員会内に Net-J を所掌する「日本語教育研究・実践ネットワーク部会」を設置し、学会事務局とともに本会の活動を推進する。

【規約の変更】

第 9 条 この規約は、代表者会議の決議によって変更することができる。

【本会の解散】

第 10 条 本会の解散については、代表者会議において、全代表者の 3 分の 2 以上の議決に基づき、解散することができる。

【雑則】

第 11 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表者会議の議を経て別に定める。

附則

- 1 この規約は、2016 年 3 月 13 日に制定し、2016 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 本会を構成する加盟団体は、別表の通りとする。